第2の国内周波数分配の脚注J145を次のように改める。

J145　12.2―12.44GHzの周波数帯において、ＶＳＡＴ地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

○総務省告示第四百九十四号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十九日　　総務大臣　原口　一博

第二項中「に係る認証工事設計」を「に係る一の認証工事設計」に、「を除く。）のうち、」を「、無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第156号）附則第４条第２項の規定により工事設計認証を受けたもの及び同令の施行の日前に工事設計認証を受けたもの（第十五号から第十八号までに掲げる特定無線設備に係るものを除く。）を除く。）であって、他の認証工事設計の」に、「当該」を「当該他の」に改め、第四号を第十八号とし、第一号から第三号までを十四号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第十四号までとして、次の十四号を加える。

一　証明規則第２条第１項第11号に規定する特定無線設備
二　証明規則第２条第１項第11号の３に規定する特定無線設備
三　証明規則第２条第１項第11号の４に規定する特定無線設備
四　証明規則第２条第１項第11号の７に規定する特定無線設備
五　証明規則第２条第１項第11号の８に規定する特定無線設備
六　証明規則第２条第１項第11号の11に規定する特定無線設備
七　証明規則第２条第１項第11号の12に規定する特定無線設備
八　証明規則第２条第１項第11号の15に規定する特定無線設備
九　証明規則第２条第１項第11号の17に規定する特定無線設備
十　証明規則第２条第１項第11号の19に規定する特定無線設備
十一　証明規則第２条第１項第11号の21に規定する特定無線設備
十二　証明規則第２条第１項第11号の23に規定する特定無線設備
十三　証明規則第２条第１項第11号の25に規定する特定無線設備
十四　証明規則第２条第１項第11号の26に規定する特定無線設備

第二項に次の四号を加える。

十九　証明規則第２条第１項第51号に規定する特定無線設備
二十　証明規則第２条第１項第52号に規定する特定無線設備
二十一　証明規則第２条第１項第54号に規定する特定無線設備
二十二　証明規則第２条第１項第56号に規定する特定無線設備

○総務省告示第四百九十五号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十九日　　総務大臣　原口　一博

第二項中「に係る認証工事設計」を「に係る一の認証工事設計」に、「を除く。）のうち、」を「、無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百五十六号）附則第四条第二項の規定により工事設計認証を受けたもの及び同令の施行の日前に工事設計認証を受けたもの（第十五号から第十八号までに掲げる特定無線設備に係るものを除く。）を除く。）であって、他の認証工事設計の」に、「当該」を「当該他の」に改め、第四号を第十八号とし、第一号から第三号までを十四号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第十四号までとして、次の十四号を加える。

一　証明規則第２条第１項第11号に規定する特定無線設備
二　証明規則第２条第１項第11号の３に規定する特定無線設備
三　証明規則第２条第１項第11号の４に規定する特定無線設備
四　証明規則第２条第１項第11号の７に規定する特定無線設備
五　証明規則第２条第１項第11号の８に規定する特定無線設備
六　証明規則第２条第１項第11号の11に規定する特定無線設備
七　証明規則第２条第１項第11号の12に規定する特定無線設備
八　証明規則第２条第１項第11号の15に規定する特定無線設備
九　証明規則第２条第１項第11号の17に規定する特定無線設備
十　証明規則第２条第１項第11号の19に規定する特定無線設備
十一　証明規則第２条第１項第11号の21に規定する特定無線設備
十二　証明規則第２条第１項第11号の23に規定する特定無線設備
十三　証明規則第２条第１項第11号の25に規定する特定無線設備
十四　証明規則第２条第１項第11号の26に規定する特定無線設備

第二項に次の四号を加える。

十九　証明規則第２条第１項第51号に規定する特定無線設備
二十　証明規則第２条第１項第52号に規定する特定無線設備
二十一　証明規則第２条第１項第54号に規定する特定無線設備
二十二　証明規則第２条第１項第56号に規定する特定無線設備

○総務省告示第四百九十六号

市村の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の二第一項の規定により、鹿児島県奄美市と大島郡大和村の境界を次のとおり決定し、これが確定した旨、同条第五項の規定に基づき、鹿児島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき準用する第九条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月十九日　　総務大臣　原口　一博

奄美市及び大島郡大和村の境界は、別図のとおりＡ地点からＢ地点までの尾根を結んだ線、Ｂ地点からＣ地点までの河川の右岸を結んだ線及びＣ地点からＤ地点までの尾根を結んだ線を境界とする。

右記のＡ地点からＤ地点までの関係地番は次のとおり。

一　Ａ地点からＢ地点までの地番は、奄美市名瀬大字知名瀬字中山七七五番乙、大島郡大和村大字湯湾釜字小又七四四番三、七四四番四、七四四番一四、七四四番一五及び七四四番一七

二　Ｂ地点からＣ地点までの地番は、奄美市名瀬大字知名瀬字中山七七六番地、大島郡大和村大字湯湾釜字小又七四四番四

三　Ｃ地点からＤ地点までの地番は、奄美市名瀬大字知名瀬字中山七七六番、大島郡大和村大字湯湾釜字小又七四五番